

第2話 違反事例から何を学ぶか（後篇）

◆複合材料板少額特例悪用事案

【事案の概略】

化学製品メーカーC社は複合材料板を台湾などに無許可で輸出したとして警視庁の摘発を受けた。

不正輸出の手口は、少額特例制度（少額輸出に限り、規制品目であっても大臣許可を免除する制度）を悪用したもので、実際には10万円以上の製品を100円程度のサンプル品と偽って税関に申告していた。

台湾に不正輸出された製品はその後、人民解放軍のレーダーシステムや無人車両などの軍需物資の関連装置を製造する中国・江蘇省の企業に納品されていたことが確認されたという。製品はレーダーのテスト装置に使われた可能性があるとしている。

不正輸出された成型品などはミサイル製造にも欠かせない代物とされ、日本の安全保障上、大きな脅威となることから、公安部はその認識の有無が重要なポイントになると判断している。なおC社はこれまでに計30件の不正輸出を台湾に行った疑いも浮上しており、公安部はこの中にも迂回輸出があった可能性があるとして調べている。

弟子 本件は少額輸出に対する許可免除制度を悪用してのアンダーバリューです。

- ① 意図的に繰り返していた
- ② 当初摘発されたのは台湾向け輸出だったが、一部は中国の軍需関連企業に転送されることを事前に知っていた
- ③ 軍需物資の製造に転用された（安全保障上被害発生）疑いがある

という点で悪質かつ深刻な事件だと思います。ネットで口汚く非難されるのもむべなるかなと思いますね。

師匠 有罪なのは明らかだが、それにしても処罰が軽いと思わんか？

弟子 そうですね。刑事罰としては、担当者に罰金20万、会社には50万。経産省の措置も、警告プラス包括許可取消だけですから。

不正輸出で儲けていたのなら、もっと罰金取られてよさそうなものです。

師匠 今度は不正輸出の数量について考えてみよう。板材2枚で46万円相当の筈なのにサンプル品と称して200円で申告した件があったそうだな。複数回に亘って繰り返されているそうだが、1回当たりの数量は、似たり寄ったりだろう。

弟子 まあそうですね。

師匠 そこでだ。一部で言われているように、ミサイルだの戦闘機部品だのを作るだけのボリュームを確保するとしたら、とてつもない回数が必要じゃないかね？

それに1回46万円じゃ商売にならんだろう。「儲けのためにはなりふりかまわぬ」的な批難記事が多いようだが、全然儲からないじゃないか。素材の商売というのは、高付加価値品といえどもそれなりのボリュームを伴うものなんだよ。

弟子 たしかに報道されたようなウン十回じゃすみませんね。じゃあ何千回もやったということですか？ それじゃ目立ちすぎて足がつきますよ。

師匠 そうだ。だから不正輸出で大したボリュームは出ていないと考えるのが自然だろう。

弟子 でもそれだったら、なぜ儲けもなしにそんなことをやるのでしょうか？

師匠 儲けはあったんじゃないかな？ つまり**商売の輸出、ボリュームを伴うやつは、きちんと大臣許可取ってやっていたと考えるのが自然だろうね。**

弟子 そういえば某紙に「正規の許可取ったのも4回ある」という記事がありました。でもそれは「頻繁な輸出から軍事転用を疑われることを恐れた」結果じゃないかとも書いてありましたけど。

師匠 そういうことを言うのは合理的にものを考えるのが苦手なひとなんだろうね。この種の構造材料の場合、**有償の、つまり商売の輸出は最初から大ボリュームにならざるをえない。アンダーバリューに頼ることなんて最初から不可能なんだ。**「煙幕としてたまたま正規の許可も取ってたのだろう」なんて、どこを叩けば出てくるのか知りたいもんだ。

【記者の眼】

問題ユーザー向けの少額偽装無許可輸出の回数を減らして目立たなくするため、たまに正規の許可取っていたのだろう。

正規に許可取れるユーザー向けなのにわざわざ危ない橋を渡り、小出しで輸出する意味ある？

| | | | | | | | | | | | | |
|----------|------|------|------|-------|------|------|-------------|------|------|-------|------|------|
| 問題ユーザー向け | 少額偽装 | 少額偽装 | 少額偽装 | | 少額偽装 | 少額偽装 | たまには正規許可取って | 少額偽装 | 少額偽装 | | 少額偽装 | 少額偽装 |
|----------|------|------|------|-------|------|------|-------------|------|------|-------|------|------|

【(再度) 記者の眼】

それじゃ問題ユーザー向けは少額偽装オンリーで、正規の許可は安全牌ユーザー向けで取っていたのかも...

- ・最初の御説は撤回のようですな。
- ・問題ユーザー向けを全数少額偽装で輸出する場合物凄い件数になると思うのだけどそんなの無理でしょ？

| | | | | | | | |
|-----------|-------------------|------|------|-------|------|-------------------|--|
| 問題ユーザー向け | 少額偽装 | 少額偽装 | 少額偽装 | | 少額偽装 | 少額偽装 | |
| 安全牌ユーザー向け | このユーザー向けは正規の許可取って | | | | | このユーザー向けは正規の許可取って | |

弟子 それじゃ結局、一連の不正輸出はなんだったんでしょう？

師匠 恐らく無償のサンプル品だから価格はテキトーでいいと油断したんだろうな。有償の商売はそれなりにきちんと社内管理もして、大臣許可手続きしてたんだろうけど。だからこそ比較的少額の罰金＋警告程度ですんだんじゃないかな。

本件から2つ教訓をくみとれると思う。

第1は無償品も輸出は輸出なんだからきちんとチェックせよだ。（当然の話だけど）テクニカルな解説をすると、無償品の通関価格は「税関の鑑定価格」を用いる定めになっている。（輸出令運用通達）実際には輸出者の申告数字を税関が承認するという形で運用されるのだが、承認の権限は税関にあるのだから、無茶苦茶な数字ではダメなわけだ。まして規制逃れのためのアンダーバリューなど論外。通関のやり方も含めて輸出管理の守備範囲になるわけだ。

第2には「国際平和の維持という高邁な観点を強調しすぎると却って違反に繋がる」ということだ。突飛に聞こえるかもしれないが、それを過度に強調すると「国際平和を損なわない範囲でなら（かつ他に手段がない場合には）法令違反もやむをえない」という感覚につながることは見逃されがちだと思う。

本件で逮捕された担当者は「軍事転用されないという心証」を持って安心してたというじゃないか。多分、ユーザーについてそれなりに理解しての発言とは思いますが「禁止行為をすれば処罰され、世間からボコボコに叩かれるのは、実際に軍事転用されるか否か、実害があるかないかに関係ない」ことを分かっていたんじゃないかと思うよ。この人の、軍事転用懸念なしという心証を世間は全く受け入れていない。それが世間ってもんだ。そのことを忘れてはいかんぞ。

弟子 うーん、風評被害っていうんですか。大変なものですねえ。

でも企業も言われっぱなしですますんですか？

師匠 ふつうはあまり反論しないね。

弟子 それはなぜ？

師匠 きまっているだろう？ 世間に早く忘れてもらいたいからだよ。

それに、下手にガッツのあるところを見せると「叩きがいのある奴」ってことで集中砲火を招くおそれもあるしね。

次は企業側が反撃した珍しい事例を紹介しよう。

◆半導体製造装置搭載ソフト事案

【事案の概略】

中古半導体製造装置販売のD社は、「ミサイルの誘導装置など兵器に欠かせない半導体を作るためのプログラムが組み込まれた製造装置」の対中不正輸出のかどで警察の捜査を受けた。

疑いの内容は、軍事技術への転用が可能な自動制御プログラムが組み込まれた大手電機メーカー製の中古品の半導体製造装置を無許可で中国に輸出というもの。

某紙社説は

- ①約500台と大量の不正輸出
- ②中国の軍事工場で使われミサイルの誘導装置などに組み込まれた疑いが強い
- ③この装置で作られた半導体などの電子機器を搭載した新兵器を開発するためさらに日本の技術情報を入手しようとした形跡もある

という3点を挙げ、問題の深刻性を強調している。

一方、D社はホームページで次のように主張

- a.装置自体は「包括輸出許可」を取得していた。違反は搭載プログラムの許可取得漏れという手続ミス
- b.買い主は台湾のファブレス企業。プログラム許可取得漏れは台湾社500台購入のうち1台。その1台が台湾社の中国工場に納入されたのだが、民生用IC製造に使われていることも確認している。

師匠 本件はプログラムの不正輸出というところが目新しく、注目を集めたという面がある。「軍事転用可能なプログラム」って何だ、新手の不正手口か、と。

弟子 それで「きっとアブナイ方面に使われているのだろう」という構図が頭に浮かんでそれをただちに紙面に反映させたのかしら。

師匠 多分ね。

弟子 でもD社の反論aの通りならその構図は丸潰れです。ではaは事実かどうか？

師匠 まず事実と考えて間違いない。なぜなら「包括輸出許可」の取得資格を得るには社内の管理体制を整備して経産省の諒承を得ねばならない。管理体制の要求仕様の中に包括許可利用時のチェックが盛り込まれているから、事故の事後審査で経産省はチェック結果を目を通してしているだろう。従ってここでウソをついてもすぐ露見してしまうじゃないか。よってaもbも信用してよかろうと思う。

弟子 それにしても「軍事技術への転用が可能なプログラム」とは思わせぶりの書き方ですよね。何か特別なプログラムみたいに聞こえます。一方、汎用ICだって（汎用ゆえに）軍事転用可能といえますから、そういう意味で汎用IC関連のプログラムを軍事転用可能といっているのかとも思いますが、どちらなのでしょう？

師匠 D社の言うには「普通の半導体製造装置」の運転用プログラムのようなだね。汎用IC

製造装置の運転用ということであれば、君の言う通り作られる IC に軍事用のものが混ざることもありうる話ではある。

弟子 でもそうだとしたら、製造装置本体だって軍事転用可能な IC を作りうるということと同罪でしょう？

師匠 スルドイ！ 事故の事後審査で装置本体の輸出手続きが問題視されなかったということは、社内での需要者・用途チェックを当局もヨシとしていたと考えてよいだろう。そのプログラムの需要者・用途が不安だケシカランと騒いでいる連中は、装置本体の輸出手続きがどうだったか、つまり本件の取引全体がどういうものであったかを考えもせずに踊っていたということだね。

弟子 最終的には、法人として罰金 100 万円、個人として罰金 50 万円、経産省の行政制裁はなし、ということになったんですね。この処分から見ると、D 社の言い分通り、手続ミスだった可能性が高いように感じます。それにしても警察の言い分を無批判に垂れ流していたマスコミ、特に社説でまで強烈に「主張」しちゃった某紙、後で問題になりませんか？

| 論点 | マスコミの主張 | D社反論 |
|--------|--|---|
| 違反台数 | 約 500 | 1 |
| プログラム | 兵器に欠かせない半導体の製造関係のプログラム (編註 「そのようなプログラム搭載の装置を」という書き方からすると「特別に追加した」という意味を込めているように感じられる) | (恐らく汎用の) IC 製造装置に標準搭載の運転プログラム (編註 汎用品は兵器にも利用可能だが、それは只のネジでも同じ話。問題性有無は需要者・用途のチェックで判断すべき事柄) |
| 需要者・用途 | 中国の軍事工場で使われミサイルの誘導装置などに組み込まれた疑い | 台湾企業の中国工場で使用。 (編註 装置本体の輸出における社内チェックについて経産省が疑問呈していないことから、D社言い分を信じてよいのではないか) |

師匠 本件の場合、処罰の軽さや、業界紙の検証記事などから、D 社の言い分が妥当だったと見てよいように思う。

しかし君のいうように、垂れ流しの言いつばなしという報道機関が多いのも外為法違反の特徴だ。

「疑い」や「可能性」を示唆しただけで断定はしていないから謝罪記事など不要ということかもしれない。もっともこの社説の某紙は、誤報問題にはストイックな会社だから、多分きちんと落とし前はつけたことと信じたいね。

師匠 それからも一つ。2012年の政省令改正により、装置の運転用プログラムは、たとえ規制該当の仕様であっても装置本体と一緒に輸出される場合は、原則として許可不要になった。D社も、もし改正後の輸出だったなら違反にはならなかったと思う。A社の装置も、規制対象が変位計に限定されている現在であれば、規制非該当だったろう。C社の複合材料板は、2010年4月の改正で規制外になっている。その意味では輸出した時期・時代が悪かったともいえる。そんな代物でもひとたび違反となればかくのごとき大騒ぎだ。本当に安全保障上の影響があったか議論の余地があるということだが、マスコミの手にかかったら自動的に「悪意ある犯罪で、某国の危険な活動に寄与の疑い」というストーリーが作られ流されるということが教訓と言えるだろう。

実はテクニカルな教訓も1つある。それは貨物だけでなく技術についても包括許可を取っていればよかったのに、ということだ。貨物の場合は許可を取り忘れても、輸出通関時に気付くことが多いが、技術提供はそういう関所がないから。それにさきほど装置運転用プログラムを概ね規制免除になるとは言ったけど、それが利かないケースも時折あるからね。万一の見落としの際、包括役務取引許可のおかげで結果オーライということもあるんだ。

◆違反事例の教訓

弟子 一連の事例から感じたことは3つあります。

- ①違反を起こすのは、特別な犯罪者（「造り付けの悪人」）ばかりではない。
ひとごとと思ったら大間違い。
- ②ただのケアレスミスでも、思いっきり「邪悪で安全保障に影響ある」と強調した報道につながる。（それを下敷きにしてネット上で口汚い書き込みが大繁殖する。
「識者」も企業倫理の頹廃を嘆いて見せるだけで、報道の検証はしてくれない）
- ③悪意や安全保障上の実害の有無に関係なく、違反という事実だけでコテンパンに叩かれる。（「規制の趣旨からして問題ないと思った」は通らない）

師匠 違反事例コーナーというと、細かいテクニカルな話か、ワイドショー的な見世物になりがちだが、君の言った3点を感じてもらいたいと、わしも思う。

弟子 そういう意味でも輸出管理をなめたらこわいぞ、ということなんですね。